

## トピックス

- I. ベトナム新労働法の下位規範の施行状況について (執筆者: 佐藤正孝)
- II. 近時注目集まるインド・インフラ投資の魅力と課題 (執筆者: 久保光太郎、今泉勇、Sabyasachi Chatterjee、Arvind Gupta)

## I. ベトナム新労働法の下位規範の施行状況について

## 1. はじめに

ベトナムでは、2013年5月1日から新労働法(Labor Code (Law10-2012-QH13)。以下「新労働法」といいます。)が施行されています。もっとも、新労働法の具体的な内容を定めるいくつかの政令(Decree)及び規則(Circular)の制定・実施が遅れており、ベトナム政府からはこれらの遅れている新労働法に関する政令及び規則がいつ制定及び実施されるかが提示されていない状況にあります。2013年5月に、新たに新労働法に関する4つの政令(Decree 44/2013/ND-CP、Decree 45/2013/ND-CP、Decree 46/2013/ND-CP、Decree 49/2013/ND-CP)が公表されました(なお、これらの政令の施行は、2013年7月1日からになります。)

新たに公表された政令では、労働時間及び休憩に関する事項、労働災害の場合の使用者の義務、労働契約の有効性の審査及び労働契約が無効とされた場合の取扱い、当局によるストライキの中止命令に関する手続等が規定されており、ベトナムでの事業の遂行にあたり、留意すべき事項が含まれています。そこで、以下では、新たに公表された政令のうち、ベトナムで事業を行う企業が、特に日常の業務において、留意すべき事項を簡単に紹介します。

## 2. 労働契約の無効審査について

新労働法では、同法、就業規則又は労働協約に定められた従業員の権利を制約又は制限する内容の労働契約は無効であり、裁判所及び当局(Labor Inspectorate)が、かかる労働契約の無効を宣言できる旨が新たに規定されました(新労働法第50条及び第51条)。今回公表されたDecree 44/2013/ND-CP(以下「政令44号」といいます。)では、労働契約を無効とする手続及び労働契約が無効となった場合の対応方法について規定されています。政令44号では、当局が、通常の検査又は不服若しくはクレームの解決の過程において、労働契約が新労働法、就業規則又は労働協約に違反していることを発見した場合、使用者及び従業員に対して、当該違反を是正する旨の勧告を行うことができ、当該使用者及び従業員は、当該勧告を受けた日から5営業日以内に、労働契約を変更する義務を負うと規定されています(政令44号第9条)。

実務上、従業員が労働条件の違法性について争いやすくなったと評価できますので、労働条件の設定にあたっては、これまで以上に慎重に行う必要があるといえます。

3. 労働時間及び休憩について

## 3. 労働時間及び休憩について

新労働法では、1日の労働時間は8時間、1週間で48時間を超えてはならないと定められています(新労働法第104条第1項)。そして、使用者が従業員との合意に基づき残業を行わせる場合には、1日の労働時間の50%に相当する時間を超えてはならず、かつ最長でも1日12時間を超えてはならないと規定されています(新労働法第106条第2項)。新しく公表されたDecree 45/2013/ND-CP(以下「政令45号」といいます。)では、旧労働法下の政令と同様に、連続して8時間就労させる場合には、少なくとも30分(夜勤務の場合<sup>2</sup>には45分)の休憩をさせなければならず、この休憩時間は労働時間に含まれるものとしたことに加え、新たに、10時間以上就労させる場合には、追加で30分の休憩をさせなければならず、この追加の休憩時間も労働時間に含まれるものとされています(政令45号第5条第2項)。

また、政令45号では、上記の休憩時間に加え、生後12ヶ月未満の乳幼児の育児をする女性従業員についてはさらに60分の休憩が認められ、かつ当該休憩時間が労働時間に含まれることが明記された他、従業員の過失に基づかない労働の中止時間及び使用者の指示又は同意による勉強・訓練時間等が労働時間に含まれることが規定されています(政令45号第3条第1項乃至第10項)。実務上、従業員による不祥事の調査のため、労働を中止させることもありますが、あくまで当該従業員に過失があることが認められなければ、かかる待機期間中も労働時間に含まれ、賃金等を支払う義務を負う点に留意する必要があります。

<sup>1</sup> ベトナムでは、使用者は一方的に従業員に対して残業を命じることができず、残業を行うことについて従業員の同意がなければならないとされています(新労働法第106条第2項(a))。

<sup>2</sup> 夜勤務とは、午後10時から翌日午前6時までの時間帯の勤務をいいます。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法又は現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。

## II. 近時注目集まるインド・インフラ投資の魅力と課題

### 1. インフラ投資の魅力

広大な国土と 12 億の人口を抱え成長を続けるインドにおいて、電気・ガス・水道・道路・港湾・空港といった基礎的なインフラ整備の必要性は、ますます高まっています。2012 年 4 月からを対象期間とする第 12 次 5 ヵ年計画でも、インフラ投資として約 55.7 兆ルピー(約 100 兆円)を投じる予定ですが、同国の国家予算は需要に追いつかず、外資、民間の資金頼みという状況のため、インドへのインフラ投資が日系企業の関心を集めています。現に、本年 3 月には、株式会社国際協力銀行(JBIC)がインドのインフラ事業を投資対象とするファンドに出資すると公表しました。また 5 月末に訪日したシン首相と安倍首相との会談では、インドのインフラ整備をめぐる協力が議論され、日本の成長戦略として、日本からのインフラ輸出拡大の取組みが進められると報道されています。

もっとも、インドにおけるインフラ投資には、現時点で数多くのハードルが残されています。以下では、インフラ投資に関連する規制と実務上の課題について概説します。

### 2. 規制と実務上の課題

インドへの外国直接投資を規制する統合版 FDI ポリシー(Consolidated FDI Policy)によれば、制度上は、インフラ投資分野はすでにかかなりの部分が外資に開放されています。原子力発電については禁止、既存の空港開発計画への 74%超の投資は政府の事前承認とされていますが、それ以外の電力、水、道路、港湾、工業団地開発などの分野への外国直接投資は、いわゆる自動承認ルートにより可能とされています。

もっとも、以下の問題から生じるプロジェクトの遅れは、外資呼込みに消極的な影響を与えています。

第一に、インフラ整備に用いられる土地の確保が容易ではありません。インドにおいて土地の権利関係の確認は一般的に困難で、特に農村部ではその傾向が顕著です。政府が強制収容した土地であっても、収容対価が適正でなかったとして旧所有者との紛争になることもあります(この点を解消すべく土地収用法改正案が継続的に議論されています。)。また、対象となる土地が農地に指定されている場合、土地の用途変更の手続を経ることが必要になる場合もありますが、その手続も一筋縄にはいきません。特に耕作可能とされる土地(Wet Land)の用途を変更することは通常困難です。

第二に、インドではインフラ開発に必要な許認可の取得に非常に時間がかかります。関与する行政機関が連邦・州政府それぞれに複数・重畳的に存在し、各機関の審査期間が定めら

れていない場合があります。また、環境に関する許認可(Clearance)も、インフラ開発に遅れを生じさせています。この点に関しては、今年 3 月、インド最高裁が、それぞれ異なる根拠法令に基づく環境に関する許認可の取得前に森林に関する許認可の取得を義務づける行政上の通知は高速道路建設を阻害するとして、両許認可は別々に取得可能であると判断しました。インフラ開発を促進する司法の姿勢を示すものとして注目されます。

第三に、インドでは資金調達も自由ではありません。インフラ開発事業では、通常、資金ニーズの大きさからローンとエクイティの組み合わせによる資金調達が必要となりますが、ローンに関してはインド中央銀行(RBI)の規制が適用され貸手となる金融機関の健全性確保の観点等からの制約があり、他方、エクイティ投資に関しても、外資規制や株式譲渡合意の有効性に関する議論等を背景に出資者のエグジットが制約される場面もあるため、資金調達のオプションの自由度が低いのが現実です。

第四に、インフラ投資に関する紛争解決メカニズムも不十分です<sup>3</sup>。インドの裁判は長期間かかる一方で、仲裁と裁判(及び準司法紛争解決機関)の間の棲み分けも明確ではなく、結果的にインフラ関係の紛争解決においても予見可能性が確保されているとはいえない状態にあります。

以上のほか、官民連携、いわゆる PPP(Public Private Partnership)によりインフラ開発が行われる場合でも、インドでは一般に最低運営収入保証等の点において民間のリスクが大きいといえます。

このように、インドにおけるインフラ投資は、日系企業にとって必ずしも参入が容易な分野ではありません。とはいえ、冒頭のとおり、インドによる日本の技術・資金への期待は近時非常に高まっています。日系企業としても将来の大きな果実を得るべく、障害を一つ一つクリアしていくことが必要です。

<sup>3</sup> インドにおける紛争解決については、本ニューズレター2013 年 4 月号([http://www.jurists.co.jp/ja/topics/newsletter\\_13853.html](http://www.jurists.co.jp/ja/topics/newsletter_13853.html))もご参照ください。



さとう まさたか  
佐藤 正孝 西村あさひ法律事務所  
弁護士

2011年9月から2013年4月までハノイオフィスで勤務し、ベトナムでの企業進出、M&A及びコーポレート案件全般に関するアドバイスを行う。現在は、主にアジア諸国における出資、合併、買収等のM&A案件、コーポレート案件等に広く携わる。



くぼ こうたろう  
久保 光太郎 西村あさひ法律事務所  
弁護士

シンガポール事務所共同代表

2012年1月シンガポール事務所設立とともに、同事務所パートナー・共同代表就任。2009年～2010年インド Amarchand & Mangaldas & Suresh A. Shroff & Company 法律事務所、2010年～2011年シンガポール三井物産に出向。現在はシンガポールを拠点としてインド、インドネシア、マレーシア、カンボジア、ミャンマー等のアジア新興国案件に携わる。



いまいずみ いさむ  
今泉 勇 西村あさひ法律事務所  
弁護士

2006年弁護士登録。M&A、一般企業法務に加え、インドへ進出する日系企業案件を担当。2012年9月より Khaitan & Co 法律事務所への出向(2013年1月までムンバイオフィス、同年2月より4月までデリーオフィスに勤務。)を経て、現在は東京事務所にて勤務。



サビヤサーチ  
Sabyasachi 西村あさひ法律事務所  
チャタジー  
Chatterjee フォーリン・アトニー

2005年インド法弁護士登録。その後、ニューデリーの Trilegal 法律事務所、AZB Partners 法律事務所等に勤務。2012年、西村あさひ法律事務所シンガポール事務所入所。



アルヴィンド  
Arvind 西村あさひ法律事務所  
グプタ  
Gupta フォーリン・アトニー

2005年インド法弁護士登録。その後、AZB Partners 法律事務所、Amarchand & Mangaldas & Suresh A. Shroff & Company 法律事務所等に勤務。2013年6月に西村あさひ法律事務所入所、東京事務所にて勤務。

## お知らせ

近年の日系企業のインド進出の加速を受け、当事務所では、インドへの出向経験を有する日本人弁護士を増員し、インド法資格弁護士2名(東京事務所及びシンガポール事務所所属)を雇用し、対応体制を強化しております。

当事務所のアジアプラクティスは、日本とベトナム、インドネシア、シンガポール、フィリピン、タイ、マレーシア、ラオス、カンボジア、ミャンマー、インド、中国、台湾、香港、韓国等を含むアジア諸国との間の、国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、一般企業法務、企業買収、エネルギー・天然資源関連、大型インフラ、プロジェクト・ファイナンス、知的財産権、紛争処理、進出及び撤退等の取引について、同地域において執務経験のある弁護士が中心となり、同地域のビジネス及び法律実務を熟知した、実践的な法律サービスの提供を行っております。本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、同地域に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。

- (東京事務所の連絡先) 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 〒107-6029  
Tel: 03-5562-8500(代) Fax: 03-5561-9711~9714  
E-mail: info@jurists.co.jp URL: http://www.jurists.co.jp
- (ホーチミン事務所の連絡先) Room 903 Sun Wah Tower, 115 Nguyen Hue, District 1, Ho Chi Minh City, Vietnam  
Tel: +84-8-3821-4432 Fax: +84-8-3821-4434  
E-mail: info\_hcmc@juristoverseas.com
- (ハノイ事務所の連絡先) Unit V808 Pacific Place, 83B Ly Thuong Kiet, Hoan Kiem Dist., Hanoi, Vietnam  
Tel: +84-4-3946-0870 Fax: +84-4-3946-0871  
E-mail: info\_hanoi@juristoverseas.com
- (シンガポール事務所の連絡先) 8 Robinson Road, #14-00 ASO Building, Singapore 048544  
Tel: +65-6922-7670  
E-mail: singapore@juristoverseas.com
- (ヤンゴン事務所の連絡先) #1212, 12A Floor, Sakura Tower, 339 Bogyoke Aung San Road, Kyauktada Township, Yangon, Myanmar  
Tel: +95-1-255070  
E-mail: info\_yangon@juristoverseas.com